

大館市農業委員会総会議事録

令和4年8月5日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年8月5日（金）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	18番	安部 幸美
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	19番	渡邊 久雄
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦		
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
17番	虻川 マキ子				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
	係長	佐々木信成			
6. 議事録署名委員	19番	渡邊 久雄		1番	渡邊 久留美
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 33 号	農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について
議案第 34 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 35 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、17 番 虻川 マキ子 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員、議席番号 19 番 渡邊 久雄 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 ・業務報告（7 月総会～8 月総会）について

・報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約
通知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 32 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和 4 年 8 月 5 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

8～10 ページをお開き願います。

内訳は、No.42 から No.48 までの 7 件で、地目は田が 1,511.00 m²、畑が 3,543.00 m²で、面積合計は 5,054.00 m²であります。

譲受の事由は、No.42、43 と 47 は「経営拡張」、No.44～46 は「市有地の譲受」、No.48 は「その他」で、障害者就農支援のためとなっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号(第 1 号～第 7 号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 32 号 No.42 から 48 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 32 号 No.42 から 48 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 33 号『農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 4 年 8 月 5 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 12 ページの No.3 の 1 件で、地目は畑、面積は 313.00 m²です。

転用の目的は、義父が所有する農地を申請人である夫婦が、申請地を無償で借り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、国道 7 号を鷹巣方面に進み、住吉町のホンダカーズ片山店のところで左折し、市道を 140m 進んだ左側にある農地で、第 1 種中高層住居専用地域の 3 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)に該当しま

す。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3の位置図及び配置図は13、14ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.3の現地調査の結果を議席番号8番の高坂千悦 委員よりご報告願います。

8番(高坂委員)

8番の高坂 千悦です。

議案第33号について、去る7月28日に藤盛 久登 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.3についてであります。申請地は13ページの位置図になります。

この場所は、市役所から国道7号を鷹巣方向へ進み、住吉町にあるホンダカーズ大館片山店を左折し、市道 住吉町根下戸町線に入り南へ140m進んだ左手の農地で、休耕地として管理されておりました。

14ページの配置図にありますように、妻の父親から農地を無償で借り受けし、一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたり、隣接する原野93㎡と一体利用し、盛土は行わず、市道と同じ高さで整地を行います。西側は、市道と同一高であり、北側は、水路があり法面保護をし、東側には境界ブロックを設置、南側には、既存のコンクリート壁があるため農地への土砂流出はありません。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、高坂 千悦 委員から、現地調査の結果報告があつた議案第33号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 33 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 34 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

15 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 4 年 8 月 5 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

16 ページをお開き願います。

内訳は、No.17、No.18 の 2 件で、地目は 2 件とも田で合計面積 770.00 m²であります。

2 件とも一般住宅を建築しようとするもので、No.17 は義母の所有する農地を申請人である夫婦が、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。No.18 は父が所有する農地を申請人が、譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

最初にNo.17 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、扇田交差点から市道伊勢堂岱 6 号線を 210m 南に進んだ左側に位置する第 1 種中高層住居専用地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)(都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.17 の位置図及び配置図は、17、18 ページに記載してあります。

次にNo.18、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市道大館駅東大館線を大館駅方面に進み、ケーズデンキ北側の市道清水 3 号線を西に 140m 進んだ右側に位置する、第 1 種住居地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)(都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.18 の位置図及び配置図は、19、20 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号 9 番の 藤盛 久登 委員よりご報告願います。

9 番(藤盛委員)

9 番の藤盛 久登です。

議案第 34 号について、去る 7 月 28 日に高坂 千悦 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.17 についてであります。申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、扇田交差点から市道 伊勢堂岱 6 号線に入り南側へ 210mほど進んだ左側農地で、現在は休耕地として管理されていました。

18 ページの配置図にありますように、妻の母親から農地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

転用に当たっては、南東側にコンクリート土留めをし、0.6m盛土して北東側の市道にレベルを合わせる造成を行い、南側、西側は法面保護する計画であり、土砂等の流出もありません。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、No.18 であります。申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、ケーズデンキ大館店北側の市道 清水3号線を西側に 140mほど進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

20 ページの配置図にありますように、父親から農地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

転用に当たっては、0.3m盛土をして市道にコンクリート側溝を整備し北側から南側に勾配を設け造成お行い、東側には既存のL型擁壁があり、北側及び西側には境界ブロックを設置して、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、大雨時は市道側溝へ放流し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 34 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 34 号について原案どおり決してご異議ございません

か。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 35 号『農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 8 月 5 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

22 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画(第 5 号)の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新-286 から新-298 までの 13 件であります。

契約期間別の内訳についてであります、契約期間 3 年が 1 件、5 年が 3 件、10 年が 9 件で、地目はすべて田で面積合計が 73,740.00 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をし

ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 35 号 新-286 から新-298 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

5 番(小林大樹 委員)

新-293 と新-298 の地番が一緒ですが、どういうことか教えて欲しい。

事務局

No.293 は、権利を設定する者から農業公社へ、No.298 は、農業公社から権利の設定を受ける者への集積となっておりますので、同じ地番が発生しております。

議長

他に何かありますか。

議長

ないようですので、議案第 35 号 新-286 から新-298 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

その他

今回の災害について今後情報があったら、教えて欲しい。

事務局

激甚災害の対象となる可能性はある、そうなると田の廃土が対象となるが、収穫量の減は収入保険等の対応になるのではないかと想定される。

今後、被害状況等把握でき次第、情報を提供します。

議長

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 8 月 5 日

議 長 _____

議事録署名委員19番 _____

議事録署名委員 1番 _____

農地法第3条調査書

議案第32号 No.42		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市川口字大人沢・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字街道脇・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字稲荷の下・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、安部幸美 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第32号 No.43		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市板沢字屋布・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市板沢字乙上野・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市板沢字屋布・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月29日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第32号 No.44	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所中岱・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市字中城・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字水上・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第32号 No.45	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市十二所字中岱・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市字中城・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字一ノ地・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第32号 No.46	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字中岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字折橋・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第32号 No.47	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字森下才川附・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が代表を務める法人が耕作を行っていたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月28日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第32号 No.48		(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町達子字前田野・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市池内字上野・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字長岡・・・	△△△△
作 成 者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	/	/
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	/	/
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	/	/
第2項第5号 (下限面積)	/	/
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも、譲受(借)人が賃貸により障がい者就農支援のため活用してきたが、今後は、譲受(借)人が権利取得して、障がい者就農支援を行う計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月28日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

本件の譲受人は政令で定める特定非営利活動法人であり、農地法施行令第2条第1項第1号ハおよび同法施行規則第16条(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)に該当する。